

年次報告書（概要）

令和元年12月
参議院情報監視審査会

1 本報告書の趣旨及び対象期間

- 本報告書は、審査会規程第22条第1項において、審査会は毎年1回調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出するものと規定されていることに基づくもの。
- 本報告書は、平成30年12月1日から令和元年8月31日までの活動を対象としている。

2 審査会の任務・権限等

- (1) 審査会の組織等
 - (2) 審査会の任務・権限等
- } (略)

3 審査会の活動経過等

(1) 活動経過の概要

- 対象期間中に審査会を8回開会し、うち調査は6回行った。

(2) 調査の経過及び結果

①調査の概要

- 平成28年末時点の特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査を行った（当該調査を平成29年11月から令和元年6月まで行っており、うち平成30年11月までの調査内容は、平成30年12月に公表した年次報告書で取りまとめ、それ以降の調査内容を本報告書で取りまとめている。）。
- ・ 内閣官房（内閣情報調査室、内閣衛星情報センター）、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受け、説明を聴取し、質疑を行った。
- ・ 特定秘密の指定状況等について、各行政機関から改めて詳細な説明を聴取し、質疑を行った。
- ・ 委員（立憲、民主、維希）から、国家安全保障会議及び防衛省の特定秘密の提示を要求する動議が提出されたが、否決された。
- ・ 宮腰国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。

②調査の経過（略）

③主な指摘事項

本審査会におけるこれまでの議論を踏まえ、以下のとおり指摘するとともに、各点について、政府は適切に対応することが必要と考える。

- 行政機関による特定秘密の指定の適否を判断する本審査会の役割を踏まえ、本審査会が行政機関に当該適否を判断するための説明を求めた場合には、説明を求める理由を十分に理解し、的確に説明するなど真摯に対応すること。
- 本審査会が、行政機関の長に対して特定秘密の提供を求めた場合には、真摯かつ適切に対応するとともに、例外的に、提供の求めに応じられないと判断する場合には、その判断の理由について本審査会の理解が得られるよう、十分かつ明確に説明すること。
- 特定秘密の指定の法的要件の一つである情報の「非公知性」に関しては、各行政機関において厳格に判断することが重要であるところ、情報の性格上、公知・非公知を即座に判別し難い場合もあることから、個々の特定秘密の非公知性について本審査会から説明を求められた場合には、その公知・非公知を判断した根拠を十分かつ明確に説明する

こと。

- 特定秘密の保護のためには、特定秘密を取り扱う各行政機関が、特定秘密文書中の特定秘密に該当する箇所を的確に認識し、当該箇所に特定秘密である旨明確な表示を付すことが重要であり、こうした取組を確実に行うこと。
- 各行政機関が特定秘密の指定の有効期間を設定又は延長する際には、適切であると考えられる最も短い期間を定めるものとする運用基準に従うとともに、本審査会や独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。以下同じ。）が有効期間の説明を求めた場合には、十分な根拠をもって説明できるようにすること。
また、独立公文書管理監は、各行政機関における指定の有効期間の適切性についても引き続き厳格な検証・監察を行い、その結果を報告すること。
- 保存期間1年未満の特定秘密文書の検証・監察の実施や、多くの特定秘密が指定の有効期限を迎えること等に伴い、独立公文書管理監の検証・監察業務に影響が生ずることを踏まえ、検証・監察に係る新たな手法の導入や、独立公文書管理監の分析能力向上を図るための取組などを積極的に行い、検証・監察の実効性を高めるとともに、必要に応じて人的資源の拡充を図るなど、検証・監察の体制を整備すること。
また、各行政機関による特定秘密の指定等の状況に関して、検証・監察の過程で独立公文書管理監が得た問題意識については、積極的に本審査会と共有すること。
- 本審査会が昨年12月に参議院議長へ提出した年次報告書においても、特定秘密文書の他の行政機関等への提供状況を的確に把握して記録することや、特定秘密指定書等について、明確かつ具体的に記載するとともに、その内容を変更した際には、その旨を速やかに本審査会に通知することなど、行政機関の特定秘密の指定等に関する指摘を行っているところ、政府全体で当該指摘に対する取組を進め、その結果を逐次本審査会に報告すること。
- 特定秘密保護法の施行後5年が経過し、いわゆる政府の統一運用基準の見直しの時期を迎えているところ、本審査会の指摘に対する政府の取組については、可能な限り、当該運用基準の見直し等を通じて明確なルール化を図り、各行政機関の統一的な対応が実現するよう努めるとともに、見直し後の運用基準の内容について、本審査会に報告すること。

(3) 審査の経過及び結果

審査の要求・要請はなかった。

(4) 特定秘密の提出・提示の要求

内閣官房（内閣情報調査室、内閣衛星情報センター）、警察庁、公安調査庁及び海上保安庁から、審査会が要求した特定秘密の提示を受けた。

(5) 勧告

勧告は行わなかった。